

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていただけるようにします。

特別調整対象者になる方とは

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
- ② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

【特別調整】70代 男性(高齢・精神障害)



高校卒業後、日本料理の板前として長く働いていた。40代半ばに欲しくない物を盗み執行猶予判決を受け、家族との関係が悪化し離婚した。何度か窃盗を繰り返し3度の服役をしている。持病の進行もあり、出所後は高齢者施設での生活を希望していたが、自立準備ホームで生活するうちに「やっぱり施設には行きたくない、まだアパートで頑張りたい。」と言った。生活保護の申請と年金受取りの手続き、アパートへの転宅を支援した。台所に立ち自炊をして健康に気を配っている。地域のケアマネが見守り自室にはベッドも入り手すりも付いた。週に一度は運動教室に通い本人の望む暮らしを実現している。

【特別調整】40代 男性(知的障害)



知的な制約と構音障害がある。少年時代からいじめ被害にあい、人間関係でストレスをためやすかった。窃盗や放火を繰り返し、医療少年院のほか全国の刑務所の出入りをしている。福祉に繋がったほうが良いと考えた弁護士から協力依頼がありセンターは裁判の時から関わったが、実刑となり収容された。出所後は自立準備ホームに帰住した後、グループホームへ転居した。生活保護申請、障害年金の申請支援も行った。現在、A型事業所で得意な調理の仕事に精を出し、職場からは「作業スピードが早く真面目で、他の人にも良い影響が出ている」と高評価を得ている。

【特別調整】少年 男性(精神障害)



被虐待経験や施設での性被害経験を背景とした真犯により少年院に収容され、16歳で出院した。福祉に繋がるために障害者手帳を取得した。少年院まで行ってしまった少年が利用できる児童施設は見つからず、いったん自立準備ホームに帰住した。その後、手続きに時間はかかったが児童相談所の63条通知により大人の障害福祉サービスの利用が可能になった。グループホームへ移り、作業所へ通い、並行してボランティア活動やユニバーサル就労を体験した。その後、施設ではない所に住んで一般就労をする道を自分で選んだ。未成年後見人と保護司がついて、職場の理解を得ながら働いている。

【相談支援】60代 女性



弁護士からの依頼で関わった。会社が倒産し就職活動をするものの、年齢や持病によって就職先が見つからず長く暮らしてきた住まいを失っていた。収入は2か月に数万円の年金だけであり、キャリアバック一つで路上生活を送り、執行猶予中に数百円の窃盗で逮捕されていた。裁判では情状証人となり、再度の執行猶予となった場合は、自立準備ホームで受け入れ一緒に仕事やアパートを探す約束をした。だが、判決で実刑が決まり出所を待つことになった。出所日は刑務所まで迎えに行った。自立準備ホームで暮らし始め、少しずつ生活を整えて行った。役所での各種手続きやアパート探しに同行し、1か月後には自分の城を再び手に入れることができた。ペットとの穏やかな毎日を楽しんでいる。

もっと早く出会えたらよかった

会員を募集しています

正会員 個人の方:1口 3,000円 団体の方:1口 5,000円

賛助会員 個人の方:1口 5,000円 団体の方:1口 10,000円

ゆうちょ銀行 口座番号 00190-0-362223 千葉銀行 中央支店:普通 4164678

加入者名:特定非営利活動法人生活サポート千葉

特定非営利活動法人

生活サポート千葉

◆地域生活定着促進事業(千葉県地域生活定着支援センター)

開設:平成22年10月1日

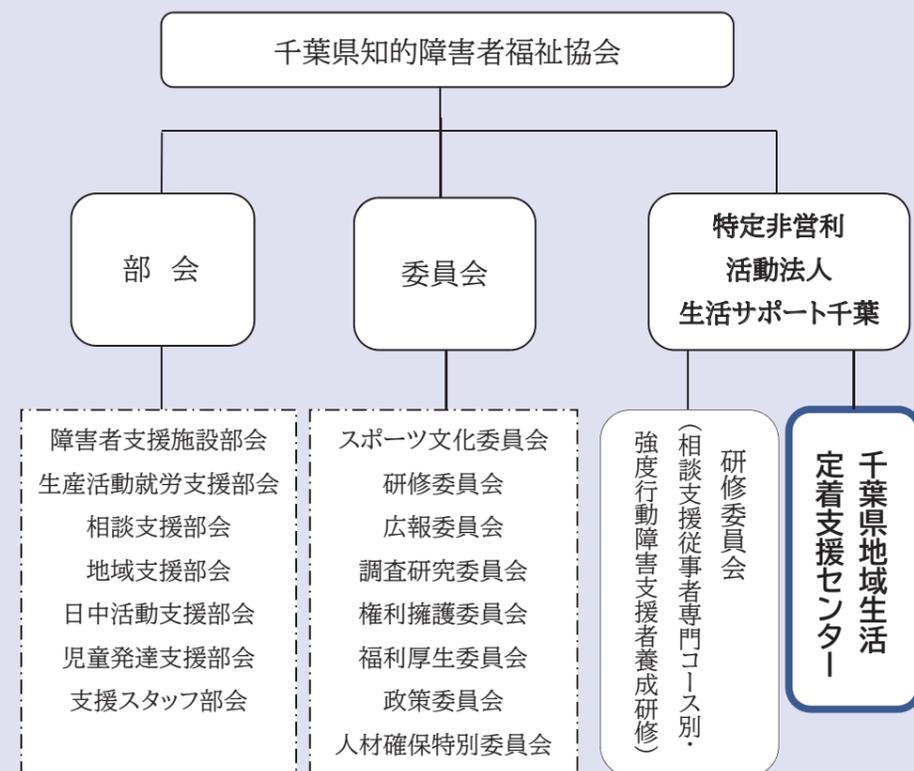
連絡先:電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

◆研修受託事業(生活サポート千葉)

連絡先:電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720

特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業(地域生活定着支援センター)、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県地域生活定着支援センター

入口

被疑者・被告人

出口

出所者



当法人では2010年10月地域生活定着支援センター開所当初より『相談支援業務』の中で、いわゆる入口支援とよばれる被疑者・被告人段階にある人の更生支援に取り組んできました。2021年度より被疑者・被告人の支援が事業化され地域生活定着支援センターの業務内容が拡大しました。これまで通り、矯正施設からの「出口」「入口」に関わらず、高齢者・障害者の社会復帰支援に力を入れていきます。

地域生活定着促進事業

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受け、福祉の支援につなげます。

被疑者・被告人等の支援

刑事手続き段階にある障害者・高齢者に対し、弁護人や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。

1. コーディネート業務

- ・面談による福祉サービスニーズ把握
- ・援護の実施市町村との調整、決定
- ・受入先(帰住地、福祉施設等)の選定、確保
- ・福祉サービス利用のための各種申請事務支援

2. フォローアップ業務

- ・受入れ施設などへの訪問による状況確認、助言等

3. 相談支援業務(支援関係者、家族等)

4. 必要に応じ情状証人として尋問に応じ、更生支援計画の作成

生活サポート千葉の自立準備ホーム



- ・宿泊場所の供与
- ・3食の提供
- ・毎日の入浴提供(国の基準は週3回)
- ・職員が毎日訪問し生活全般にわたる相談にのる
- ・福祉サービス等への繋ぎ、転居の支援

行政
(市区町村等)

家族等

県弁護士会
『社会復帰支援
活動援助制度』

千葉県
地域生活定着
支援センターに
おける
連携支援

保護観察所

他団体の運営する
自立準備
ホーム

検察庁

福祉事業所

医療機関
保健所